相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市北区柳原四丁目五〇四番地、最後の住所三重県志摩市大王町船越八八四番地三〇　被相続人　亡　名倉　知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月八日

三重県志摩市志摩町和具四一四五番地一四

相続財産管理人　浦口　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市瀬田二丁目八五九番地、最後の住所滋賀県長浜市加田町一九番地六

被相続人　亡　堀居　鶴尾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月八日

滋賀県大津市末広町四番五号ＮＳ大津ビル二階女性の法律事務所パール

相続財産管理人　弁護士　大野　聡子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県米原市村居田三八二番地、最後の住所滋賀県長浜市加田町一九番地六

被相続人　亡　堀居　鶴尾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月八日

滋賀県米原市須川三〇六番地

相続財産管理人　菅原　信道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県関市洞戸黒谷八九九番地一、最後の住所大阪府四條畷市砂三丁目四番一一号

被相続人　亡　山内　敏行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月八日

大阪市中央区高麗橋二丁目四番四号公洋ビル七階

相続財産管理人　弁護士　松山　理香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山陽小野田市大字山川九四五番地四、最後の住所山口県山陽小野田市大字山川九四九番地一　被相続人　亡　井本　邦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月八日

山口県宇部市大字西岐波二五二一番地三

相続財産管理人　白田　伸次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県嘉麻市口春二三七番地、最後の住所福岡県嘉麻市口春二三六番地一

被相続人　亡　井上　照一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月八日

福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目二番一号ＤＳ福岡ビル二階

相続財産管理人　弁護士　管納　啓文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鹿島市大字高津原三一番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉田　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月八日

佐賀県鹿島市大字高津原五四一番地二　城内パークハイツⅢ二〇一

相続財産管理人　前田　宏樹

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年一月八日

一、墳墓等所在地　埼玉県越谷市大字増林字根通三八二〇―二　Ｅ―七

一、墳墓等の名称　林泉寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳　長島家

一、改葬を行おうとする者　埼玉県越谷市増林三八一八番地　正林山徳泉院林泉寺　代表者　木村　惠隆

無縁墳墓等改葬公告

宅地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年一月八日

一、墳墓等所在地　沖縄県豊見城市字高安一五五番地

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県豊見城市字高安一五五番地　宜保　行将

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のように公告します。

一、名称　株式会社ふとんの今藤友の会

代表者の氏名　今藤　尚一

主たる営業所の名称及び所在地　ふとんの今藤川内店　鹿児島県薩摩川内市平佐町一九三五番地一

その他の営業所の名称及び所在地

①　ふとんの今藤　鹿児島店　鹿児島県鹿児島市住吉町九―一

②　ふとんの今藤　加世田店　鹿児島県南さつま市加世田内山田二四三

③　ふとんの今藤　宮之城店　鹿児島県薩摩郡さつま町船木五七―三

二、許可年月日　昭和五十三年十二月八日

許可失効年月日　平成二十七年九月三十日

三、営業保証金等の金額

①　営業保証金　金二十五万円

②　前受業務保証金　金百二十四万二千円

四、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十八年一月八日

鹿児島県薩摩川内市平佐町一九三五番地一

株式会社ふとんの今藤友の会

代表取締役　今藤　尚一

香南清掃組合新ごみ処理施設整備事業に係る事後調査報告書の公告

高知県環境影響評価条例（平成十一年高知県条例第五号）第三十三条第一項の規定により、事後調査報告書を作成しましたので、次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

香南清掃組合

組合長　橋詰　壽人

高知県南国市廿枝一四五五

二、対象事業の名称、種類及び規模

香南清掃組合新ごみ処理施設整備事業

一般廃棄物処理施設（焼却施設）設置の事業

一二〇トン／日（一日当たり六〇トン×二炉）

三、対象事業実施区域

高知県南国市廿枝字下川原一四二六番他二七筆（香南清掃組合敷地内）

四、関係地域の範囲

南国市、香南市、香美市

五、事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

高知市丸ノ内一丁目七―五二　西庁舎五階

高知県林業振興・環境部環境共生課

安芸市矢ノ丸一丁目四番三六号　高知県安芸総合庁舎

高知県安芸福祉保健所

高岡郡佐川町甲一二四三番四号

高知県中央西福祉保健所

須崎市東古市町六―二六　須崎第二総合庁舎